

災害時協力 井戸募集



あなたの井戸がきっとみんなの助けになる



地震などの災害で水道の給水が停止したときに、不足しがちな生活用水（トイレ・洗濯・掃除などに使用する水）を、所有している井戸から無償で提供していただける協力者を募集しています。

- 登録にあたって井戸水を無料で検査します（条件により、検査実施できない場合もあります）。
- 詳細は下記の問い合わせ先にご連絡ください。
- 井戸を所有しておられる県民のみならず、事業者のみならずのご協力をお願いします。

募集は下の市町村にある井戸だよ



鳥取県トリピー

【お住まいの下記市町村又は県担当課へお問い合わせください】

鳥取市役所	危機管理課	電話：0857-30-8034	湯梨浜町役場	総務課	電話：0858-35-3115
米子市役所	環境政策課	電話：0859-23-5257	琴浦町役場	総務課	電話：0858-52-2111
倉吉市役所	防災安全課	電話：0858-22-8162	北栄町役場	総務課	電話：0858-37-5862
境港市役所	防災危機管理課	電話：0859-47-1124	日吉津村役場	住民課	電話：0859-27-5951
岩美町役場	建設水道課	電話：0857-73-1567	南部町役場	総務課	電話：0859-66-3112
若桜町役場	地域整備課	電話：0858-82-2239	伯耆町役場	地域整備課	電話：0859-68-5540
智頭町役場	水道課	電話：0858-75-4114	大山町役場	総務課	電話：0859-54-5201
八頭町役場	総務課	電話：0858-76-0203	日南町役場	建設課	電話：0859-82-1113
三朝町役場	総務課	電話：0858-43-3500	日野町役場	総務課	電話：0859-72-0331
鳥取県生活環境部	自然共生社会局 水環境保全課	電話：0857-26-7401	江府町役場	産業建設課	電話：0859-75-3306

災害時協力井戸を募集します

災害が発生し水道の給水が停止したときに、被災者の方々の生活用水として無償で井戸水を提供していただける協力者を募集します。

東日本大震災では、最大約5ヶ月の期間、水道水の供給が停止しました（津波被災地区を除く）。このとき、井戸所有者が井戸を一般開放し、地域住民が生活用水を確保した事例が見られました。

大規模震災が発生したときは、飲み水の確保が最優先となり、トイレ・洗濯・掃除などの生活用水に使用する水が不足する恐れがあります。

鳥取県では、市町村と協力して、災害の際に井戸水をトイレ・洗濯・掃除などの生活用水として提供していただける井戸の登録をすすめます。

井戸を所有の県民のみなさま、事業者のみなさま、ご協力をお願いします。

Q. 登録するにはどうしたらいいの？

A. 現在、各市町村において協力者の募集を行っています。
申し込み先は、チラシの表面記載先となります。
ご不明点はお問い合わせください。

Q. 登録したあと、災害が発生した時はどうしたらいいの？

A. 災害などが発生し水道水の供給が停止した時に、可能な範囲で、お持ちの井戸を無償で開放していただき、被災者の方々に生活用水の提供をお願いします。

ご協力よろしくをお願いします。